

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

**平成30年度一般会計当初予算**における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）

**57,000千円**

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

**321,874千円**

（単位：千円）

区分	事業名	事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国庫支出金	その他	うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）	
社会福祉	老人福祉	73,674	0	9,261	64,413	50,000
	障害者福祉	248,200	107,773	64,787	75,640	7,000
合 計		<b>321,874</b>	107,773	74,048	140,053	<b>57,000</b>